令和９年度港区会計年度任用講師採用選考申込書兼履歴書

【　　年　　月　　日】

職　名	港区会計年度任用講師（イングリッシュサポートコース）	整理番号	※担当者記入欄

写真
（4×3cm）

フリガナ		フリガナ		性　別 ※任意	
氏　名		旧　姓			
生年月日	年　月　日 （　歳）	電話番号	（　）		
E-mail	@				
住　所	ﾌﾘｶﾞﾅ 〒　－ 自宅最寄駅　線　駅　（駅までの交通手段　：　徒歩・バス・その他　分）				

	学校名・学部学科名	在学期間	
学歴	最終（現在）	昭・平・令　年　月から 昭・平・令　年　月まで	卒　・　年中退 卒見込　・　年在学
	その前	昭・平・令　年　月から 昭・平・令　年　月まで	卒　・　年中退

職歴 新↓旧	勤務先名	在職期間	職務内容
	正規・非常勤・アルバイト	昭・平・令　年　月から 昭・平・令　年　月まで	
	正規・非常勤・アルバイト	昭・平・令　年　月から 昭・平・令　年　月まで	
	正規・非常勤・アルバイト	昭・平・令　年　月から 昭・平・令　年　月まで	
	正規・非常勤・アルバイト	昭・平・令　年　月から 昭・平・令　年　月まで	

資格・免許	名称（教員免許等）	取得年月日	取扱機関
		昭・平・令　年　月　（取得・取得見込み）	
		昭・平・令　年　月　（取得・取得見込み）	

〔希望する職種〕
イングリッシュサポートコース講師（EST）

〔自己ＰＲ〕

私は、港区会計年度任用講師採用選考を受験したいので申し込みます。
なお、私は地方公務員法第１６条及び学校教育法第９条の各号いずれにも該当しておりません。
また、この申込書のすべての記載事項は、事実と相違ありません。

令和　　年　　月　　日　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

裏面の「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。
別紙「こども性暴力防止法に係る確認書」を確認し、署名の上、同封してください。

＜記入上の注意＞

１　黒のインク又はボールペンで記入してください。消せるボールペンは使用しないでください。

２　生年月日欄は、採用を希望する年度の３月３１日現在の年齢を記入してください。

３　連絡先は確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。

４　学歴・職歴欄は新しいものから順に記入してください。書ききれない場合は、新しいものから順に書ききれる範囲で記入してください。

５　郵送により、申込みをする場合は、封筒の表面に「イングリッシュサポートコース講師採用申込」と赤字で明記し、簡易書留等により郵送してください。

＜参考＞

地方公務員法第１６条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第９条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一　拘禁以上の刑に処せられた者

二　教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三　教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

別紙

こども性暴力防止法に係る確認書

この確認書は、港区職員の採用選考に当たり、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認制度その他採用に当たっての重要事項について確認いただくためのものです。

以下の説明事項をご確認いただき、内容をご理解の上、確認事項への回答及び署名をお願いします。

１　制度の概要及び犯罪事実確認について

教育・保育等の現場におけるこどもへの性暴力等を防止し、こどもの安全を確保するため、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」が令和８年１２月２５日に施行されます。

港区においても、こどもと接する業務に従事する職員については、法令に基づき、特定性犯罪事実該当者に該当するか否かを確認するための「犯罪事実確認」を実施します。犯罪事実確認を行う際には、法令の定めにより、対象者本人から国に対して戸籍等の必要書類を提出していただくことになります。（採用内定者のみ書類の提出が必要になります。）

また、犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合又は戸籍等の必要書類が提出されず法定の期限までに犯罪事実確認が完了しない場合には、こどもと接する対象業務に従事することができません。なお、確認に係る個人情報については、法令に基づき適切に管理されます。

２　内定取消し等及び採用後の取扱いについて

次のいずれかに該当する場合には、内定取消しや業務範囲の見直し、配置転換その他必要な措置を行うことがあります。

・提出書類又は申告内容に虚偽の記載や重大な経歴の詐称があった場合
・採用手続又は犯罪事実確認に必要な手続への協力が得られない場合
・法令上の欠格事由に該当することが判明した場合
・その他、こどもと接する業務に従事させることが適当でないと認められる重大な事実が判明した場合

また、採用後においても、法令、条例、規則その他の服務規律に違反した場合には、関係法令等に基づき懲戒処分その他必要な措置の対象となることがあります。

３　確認事項

私は、上記の内容を理解した上で、以下の事項について確認し、採用選考を受験します。

□　こども性暴力防止法の趣旨及び港区における対応について内容を理解しました。
□　法令に基づき実施される犯罪事実確認その他必要な手続に協力します。
□　提出書類及び申告内容に虚偽はありません。
□　虚偽申告その他の重大な事由が判明した場合、内定取消しや業務範囲の見直し、配置転換その他必要な措置が行われる場合があることを理解しました。

令和　　年　　月　　日

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿